

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定マーク募集要項

1 公募の趣旨

港区では、仕事と家庭の両立支援や誰もが働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している区内中小企業を「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定しています。認定の対象となる取組は、「子育て支援分野」「地域活動支援分野」「介護支援分野」「働きやすい職場環境づくり分野」の4分野で、1分野から認定を受けることができます。認定企業は、港区との一部の契約において加点対象になるとともに、取組内容を広報みなどや区ホームページ等で広く紹介されます。

この港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の更なる周知を図るとともに、認定を受けた企業が自社の取組をより効果的にPRできるようにするため、新たな「港区ワーク・ライフ・バランス認定企業マーク」を公募します。



現在のマーク

2 募集内容

次の(1)～(4)を満たすものを、1つのマークで表現してください。

(1) マークは次の2点がイメージできるデザインとすること

- ① 「仕事」と「仕事以外の生活」の調和を図っていること
- ② 誰もが働きやすい職場の実現に向けて取り組んでいること

(2) 一目で何のマークかが分かるようにすること

(例) 文字をマーク内に入れる

- ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定マーク」
- ・「MINATO WLB」

(3) マークの色数は自由とする

(4) 色分け以外の方法でマークを3つのランク(※)に分けられるようにすること

※3つのランク：認定企業の認定の更新の回数ごとに定めます。

(初めての認定／更新1回／更新2回以上)

3 応募概要

(1) 応募資格

どなたでも（団体・個人、プロ・アマチュア問わず）

※ 未成年の方は保護者の同意を得てご応募ください。（応募用紙の保護者同意欄にご署名をお願いします。）

(2) 応募期間

令和5年6月11日（日）～令和5年8月31日（木）必着

(3) 注意事項

- ① 応募作品は国内外で未発表かつ自作作品とし、第三者の著作権、著作者人格権その他の知的財産権等の権利を侵害しないものに限ります。
- ② 1人何点でも応募いただけますが、応募用紙は1作品ごとに作成してください。
- ③ 応募に係る費用は、応募者の負担となります。
- ④ 結果発表にあたり、氏名の公表に支障のある方は「匿名希望」と明記してください。ペンネームによる公表を希望される方は、ペンネームを明記してください。
- ⑤ 他のコンテストとの重複応募はご遠慮ください。
- ⑥ 応募作品は返却いたしません。
- ⑦ 採用後、作品の一部を修正・変更する場合があります。

4 提出方法

「応募用紙」を下記窓口まで持参、または郵送にて提出してください。手書き以外で作成いただいた作品につきましては、作品を保存したCD-RまたはDVD-Rも一緒に提出してください。

※ CD-RまたはDVD-Rの盤面に応募者氏名を忘れずにご記入ください。

5 提出先

〒108-0014 東京都港区芝五丁目36番4号 札の辻スクエア8階
港区産業・地域振興支援部産業振興課経営支援係
「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定マーク」募集係

6 選考概要

(1) 選考方法

「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会」にて審査し、1作品を選考します。

(2) 選考の際の注意事項

- ① マークの色数は自由とします。以下に該当する場合には、応募・採用が無効になる場合があります。
 - ・本要項に違反する等の不正があった場合
 - ・住所が不明の場合
 - ・応募内容に不備があった場合
 - ・採用後、連絡が取れない場合

- ・他の作品に著しく類似する作品であると判明した場合
 - ・その他、応募作品の採用を取り消すことが適切であると審査委員が判断した場合
- ② 応募作品の著作権を含む知的財産に関わる問題が認定マーク決定までに発生した場合は、全て応募者の責任において解決してください。

7 商標調査・商標登録

審査会で選考した1作品について商標調査及び商標登録を行います。商標調査、商標登録の過程で必要が生じた場合、応募者に作品を一部修正いただく可能性がありますので、ご了承ください。

8 発表

令和5年11月頃に、採用された方に電話またはメールにて通知します。その後、表彰（令和5年12月上旬から中旬頃）を行う予定です。採用されたマーク及び採用者の氏名は、表彰式で発表します。なお、不採用の通知はいたしませんので、ご了承ください。

応募者の個人情報個人情報保護法及び港区個人情報保護条例に則って管理の上、受賞の発表やその連絡、広報活動への協力を依頼する目的以外には使用しません。

9 賞品

港区内共通商品券 5万円分（採用された方のみ）

10 著作権

認定マークの財産権及びその他の知的財産権は、港区に帰属するものとします。人格権については、不行使の同意書に署名いただきます。

認定マークは本事業の周知や認定企業のホームページ、リーフレット、企業案内冊子、新入社員募集広告、従業員の名刺等、幅広く活用します。

また、認定マークの応募者は、認定マークに関する著作権者人格権を行使しないものとします。

11 問い合わせ先

港区産業・地域振興支援部産業振興課経営支援係

「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定マーク」募集係

TEL：03（6435）4613